

安全マニュアル

安全対策・事故防止のための手引き

湯河原町弓道場貸出し要項

(安全確保はすべてに優先する)

令和2年5月

湯河原町教育委員会社会教育課

安全マニュアル（※印については後述の用語解説に掲載）

1 用具面

- (1) 弓・矢はいずれも良く手入れされたものを使用すること。
- (2) 籐とうは完全に巻かれていること。※1
- (3) 極端な出弓でゆみは使用しないこと。※2
- (4) 弦つるを張る高さは15 cmを標準とし、低く張らないこと。
- (5) 中仕掛けなかじかは筈はずに密着するように巻くこと。※3
- (6) 筈はずやシャフトに傷のあるものは使用しないこと。
- (7) 矢じりのないものは使用しないこと。
- (8) 自分の矢束やづかを知り、短いものは使用しないこと。※4

2 行射面ぎょうしゃめん

- (1) 指導者の許可なく行射ぎょうしゃしないこと。
- (2) 行射前ぎょうしゃにストレッチ等の準備運動を行うこと。
- (3) 射位しゃいの相互間隔を守り、極端に狭いところで行射ぎょうしゃしないこと。（行射ぎょうしゃをする場合は150 cm以上間隔を空ける）
- (4) 他人の方に向けて絶対に行射ぎょうしゃしないこと。（まねをしてもいけない。）
- (5) 前の射手の弓と弦つるとの間に自分の弓を入れないうち注意すること。
- (6) 矢束やづかの半分以上の索引すびきをしないこと※5。
- (7) 巻藁まきわら矢まとまえでの的に立たないこと。
- (8) 巻藁まきわらは安全な場所に設置し、約2 m（弓一丈）の距離を取り射ること。
また、巻藁まきわらの前後左右の近いところに人が居ないようにすること。
- (9) 矢番えやつがの位置つがに注意し、低い位置には番えつがないこと。※6
- (10) 矢を抜くときは左手を巻藁まきわらに当て、右手は矢の根元を持ち、後方に注意しつつ慎重に抜くこと。
- (11) 古い巻藁まきわらは中心が硬くなり矢が跳ね返ることがあるので注意すること。
- (12) 巻藁まきわらから外れた矢が跳ね返ったり、射抜いてしまうことがあるので、巻藁まきわらの後ろに畳などを立てておくこと。
- (13) 的に向かって射る場合、暴発することがあるので、その外れ矢を防止する

設備（矢止めネット等）を整備して安全を期すること。

- (14) 矢取りに出るときは、射手の動作を確認して連絡し合い、赤旗を出して矢取りを行うこと。

3 道場使用

- (1) 的^{まとまえ}前及び巻藁^{まきわら}の際は有段者が必ず居り、初心者（矢所^{やどころ}の定まらない者）同士での稽古^{けいごと}はしないこと。※7
- (2) 稽古^{けいごと}毎で指導的立場にある者は、常に道場内の安全面に配慮し行動すること。

※ 「弓矢は武器としての危険性を有する」ことを肝に銘じ、「安全の確保は全てに優先する」ことを踏まえて行動すること。

安全対策・事故防止のための手引き

1 全般的な安全対策

(1) 危険事項

ア 指導者（責任者）の下でなければ行射ぎょうしゃをしない。

危機を察知する指導者（責任者）がいなければ危険行為を指摘することができず、事故につながる可能性があります。事故が起きた時に、的確な対応ができないことがあります。

イ 人に向けて弓を引かない。

発射された場合には、矢を向けられた人に刺さり重大な事故となります。

ウ 行射ぎょうしゃ中の射手いての左側に近づかない。

発射された矢が刺さるおそれがあります。

エ 射場、巻藁まきわら所以外では矢つがを番えない。

発射された場合に、人、物に矢が刺さるおそれがあります。

(2) 注意事項

ア 射手いての右手側、正面側に近づかない。

射手いての右手に近づいた場合に、射手いてが右手を離す時に、右手で殴打されたり、弦切れなどの時に弓、矢がぶつかるおそれがあります。

射手いての正面に近づいた場合には、弓倒ゆだおしの時に、弓で殴打されるおそれがあります。

イ ゴム弓練習においても同様です。

2 射場での対策

(1) 危険事項

ア 行射ぎょうしゃ中に動物等が標的等つるの間に入った時は、必ず弦を引き戻す。

間違えて発射された場合に、動物等に矢が刺さるおそれがあります。

イ 矢所やどころが安定しない時期は、大前、落で行射ぎょうしゃはしない。※8

矢が大きく的を外した時には、的以外に刺さるおそれがあります。

(2) 注意事項

ア 射場に入場するまで弓、矢は立てて持ち、執弓とりゆみの姿勢を取らない。

狭い場所において取り回すと、弓、矢で背後の人を傷つけるおそれがあります。※9

3 矢取り道での対策

(1) 危険事項

- ア 矢取り道に近い位置で^{ぎょうしゃ}行射している時は、矢取り道を通らない。
矢が大き^く的を外した時には、的以外に刺さるおそれがあります。
- イ 矢を持った状態で走らない。

(2) 注意事項

- ア 矢を持つ時には、^{やはず}矢筈側を上にして、体の前で斜めに持つ。
転倒した時に自身を矢で刺すおそれがあります。

4 ^{かんてきじよ}看的所での対策

(1) 危険事項

- ア ^{かんてきじよ}看的所から手、足等を不用意に出さない。
- イ 射終わる前に入場しない。
(入場しようとした時には、射場から抑止する。)

(2) 注意事項

- ア 矢取りは、射終わりを確認して矢取りに入る。
- イ 矢取りをする時には、赤旗を掲げて^{いて}射手に入場することを伝える。
- ウ 矢取りをする時には、射場の許可がない限り入場しない。
(^{いて}射手は、必ず弦を引き戻す。)
- エ 矢を抜く時には、後ろを確認する。
背後に人が近づいた時には、抜いた矢で突くおそれがあります。
- オ 矢拭きの時には、矢じりを下にして、矢拭き布を動かして矢を拭く。
背後に人が近づいた時には、矢で突くおそれがあります。

5 ^{まきわらぎょうしゃ}巻藁行射での対策

(1) 危険事項

- ア ^{まきわら}巻藁背面には、立ち入らない。

イ 巻藁^{まきわら}背面には、矢止めを設置する。

ウ 古くなった巻藁^{まきわら}は、使用しない。

矢が貫通したり、跳ね返るおそれがあります。

エ 適切な高さの巻藁^{まきわら}を使用する。

オ 巻藁^{まきわら}の中央部を狙う。

カ 巻藁^{まきわら}から必要以上に距離を取らない。

弓1丈約2メートル以上は、離れないようにします。射た矢がどこに飛ぶか分かりません。

(2) 注意事項

ア 後ろ側の射手が打ち起こしている場合、入場しない。※10

イ 前後が打ち起こしている場合は、矢を抜きに巻藁^{まきわら}に近づかない。

矢を抜く時は、後ろを確認する。

6 素引き^{すび}等の対策

(1) 危険事項

ア 右手の弦^{つる}を離さない。

イ 左手の弓を離さない。

7 矢の取り扱い対策

(1) 危険事項

ア 異常のある矢は、使用しない。

羽根がない、羽根が剥がれている、羽山^{はやま}が異常に低い、矢じりが無い等の矢は弓道場以外に飛び出すおそれがあります。※11

イ 矢じりは、かぶせ式を使用する。

埋め込み式を使用すると矢の貫通力が増して、防矢ネット等を貫通してしまうおそれがあります。

ウ 矢尺^{やじゃく}より短い矢は、使用しない。

矢尺^{やじゃく}より短いと離れた時に、弓と弦^{つる}に挟まれて矢が折れて腕等に刺さるおそれがあります。

矢尺^{やじゃく}より5、6センチメートル長めの矢を使用します。

エ シャフトに傷のある矢は使用しない。

(2) 注意事項

ア シャフトに土の残った矢は使用しない。

イ 矢筈^{やはず}の割れた矢は使用しない。

8 弓の取り扱い対策

(1) 危険事項

ア 傷のある弓は使用しない。

イ 極端な入木^{いりき}、出木^{でき}の弓は使用しない。

(2) 注意事項

ア 弓に弦^{つる}を張っている時には、近づかない。

イ 中仕掛け^{なかじか}と筈溝^{はずみぞ}は合わせておく。※12

ウ 弓と弦^{つる}は15センチメートル程度離しておく。

9 服装について

(1) 注意事項

ア 服装は、弓道衣^{つつそで はかま しろたび}（筒袖、袴、白足袋）を原則とする。

弓道競技規則（全日本弓道連盟）では、「特に規定する場合のほかは、弓道衣^{つつそで はかま しろたび}（筒袖、袴、白足袋）とする。」と規定されています。（筒袖^{つつそで}とは肘までのもので、七分袖は不可）

また、演武等においては、和服等を着用します。稽古においてはこれらに準ずる服装とします。

なお、全日本弓道連盟が関与する代表的大会においては、「服装は、弓道衣とし、男子女子とも白筒袖^{しろつつそで}、黒袴^{くろばかま}、白足袋^{しろたび}とする。」と定められています。

筒袖^{つつそで}の下にアンダーシャツ等を着用する場合は、半袖、長袖すべて白無地とし、首の長いものは不可です。

イ 女子は、胸当てを着けても着けなくてもよいです。

ウ 髪の毛が長い場合には、束ねたり鉢巻等で押さえておく。

エ 右耳には、イヤリングをつけない。

オ 左腕には、時計等はつけない。

カ 左手内側を頻繁に払う時は、サポーター等をつける。

10 きゅうぐ 弓具を持つての移動・保管について

(1) 危険事項

ア 弓に保管するときは、^{つる}弦を外す。

イ 矯正のために^{つる}弦を張り続けるときは、太めの^{つる}弦、あるいは2本の^{つる}弦で張る。

ウ 矢は^{やづつ}矢筒に入れて運ぶ。

エ 弓は^{つる}弦を外して^{ゆまき}弓巻、^{ゆぶくろ}弓袋で覆い運ぶ。

(2) 注意事項

ア 弓、矢を持っているときは、急な移動は避ける。

転倒した時に人、物にぶつかるおそれがあります。

イ 弓、矢を持つての移動のときは、他人、物にぶつけないように弓の上部が体の前方にくるようにする。

人、物にぶつかるおそれがあります。

ウ 弓、矢を持っているときは、人、天井等に当たらないようにする。

エ 弓、矢を立てかけて置くときは、倒れない様にするか、人のいない所に立てかける。

弓が倒れて、人、物にぶつかるおそれがあります。

用語解説

※1 ^{とう}籐… ^{やずりどう}握り皮の上部分に位置し矢摺籐ともいう。

※2 ^{でゆみ}出弓… ^{つる}出弓とは弦が弓の中央より左に来ている状態の弓を指す。

※3 ^{なかじか}中仕掛け・^{はず}筈… ^{なかじか}中仕掛けは^{つる}弦に^{はず}麻を^{つが}巻き^{はず}筈を^{つる}番える部分のこと。筈は^{はず}矢を^{つる}弦に^{つが}つが^{はず}える部分で^{はず}矢筈ともいう。

※4 ^{やづか}矢束… 矢の長さのこと。

※5 ^{すび}素引き… ^{つる}弦に^{つが}矢を^{つる}番えない状態で弓を引く事。

※6 ^{やつが}矢番え… 矢を弓の^{つる}弦にかけること。

※7 ^{やどころ}矢所… 射られた矢が届いた着点の事。

※8 ^{おおまえ}大前・^{おち}落… ^{ぎょうしゃ}行射時の立ち位置を意味し^{おおまえ}大前は一番前の立ち位置で^{おち}落が一番後ろの立ち位置。

※9 ^{とりゆみ}執弓の姿勢… 弓と矢を持った正しい姿勢の事。

※10 ^{う お}打ち起こし… 弓矢を上^うに^お上げ引き分ける前の動作。

※11 ^{はやま}羽山… ^{やばね}矢羽根の高さを指します。

※12 ^{はずみぞ}筈溝… ^{はず}矢筈の^{つる}溝部分を^{つが}指し^{つる}弦に^{つが}番える^{つる}溝部分のこと。

湯河原町弓道場貸出し要項

1 団体（学校含む）への貸出し

- (1) 団体に弓道場を借用する場合は、初段以上の認許を取得している指導責任者が付き添うこと。（学生の場合は顧問が付き添う。）
- (2) 安全管理には充分注意すること。（安全マニュアルに従う。）
- (3) 要望により湯河原町体育協会弓道部から安全管理アドバイザーを派遣することが出来る。
- (4) 的は使用する団体が持参するのが原則であるが、弓道場の的を使用する時は使用後の貼りを行って返却すること。
- (5) 弓道場使用後は必ず安土^{あづち}の整備と射場^{しゃじょう}の清掃を行うこと。
- (6) 弓道場内の備品等は許可無く使用しないこと。

2 個人（学生含む。）への貸出し

- (1) 個人で弓道場を使用する場合は、初段以上の認許を取得しており自身で全て責任を負える人であること。
- (2) 段位を持っていないの人が個人で弓道場を使用する場合は、初段以上の認許を取得しており、自身で全て責任を負える人が、指導責任者として付き添うこと。
- (3) 段位を持っていない人が個人で弓道場を使用する場合は、指導責任者が付かないで的^{まとまゑ}前^{まきわら}及び巻藁^{ぎょうしゃ}で行射することは厳禁とする。

但し、湯河原町体育協会が主催する初心者弓道教室を終了した人又は協会に入会した人は、協会の指導責任者に付いてもらい、行射^{ぎょうしゃ}の指導を受けることが出来る。

- (4) 学生が個人で弓道場を使用する場合は、在学する学校長または部活の顧問等の承諾を得ていなければならない。
- (5) 弓道場内の備品等は許可無く使用しないこと。

以上